

『メディア州際協定 54 条にいう「認可不要な」放送とその具体化』  
(杉原周治先生報告)へのコメント

佐々木 秀智(明治大学法学部)

2024年3月8日(金)

1 デジタル社会における「放送」

- ・技術的に「放送」を区別することの不可能(あるいは不要)性
- ・法的な区別、独自の規制の必要性(ドイツ憲法、日本国憲法第 21 条)およびその根拠論

2 ドイツ憲法上の「放送」概念

- ・奉仕的機能  
←公共放送のみ、放送とすれば？
- ・基本的供給、意見多様性の確保  
→漠然とした概念⇨米国では、多様性の確保のためのメディア規制は原則憲法違反。  
社会的影響力の変化(普及作用、即時性、暗示力)  
視聴率の低下。放送重視層の減少

3 運用上の「放送」

- ・認可制  
→そもそも認可制とする意義
- ・「公衆」、「リニア」、「番組スケジュール」の現代的意義
- ・量的基準  
→6 ヶ月、2万以上という要件の意味はあるのか？  
スポーツ番組で、そのスポーツのシーズン中、オフシーズンをどう考慮するのか？
- ・質的基準  
→「メディア」とは？  
2017年の事例のように、銀行などの従来メディアと考えられてこなかった、またはメディアとしての自覚のない者が、認可の対象となった場合どうするか？  
→「意見形成にとって」の意義とは？  
「検閲」の問題は生じないのか？  
インフォーマーシャルはどう捉える？  
ステマ規制は？  
「エディトリアル」とは？⇨米国においては、何でもエディトリアル  
(実質的に、経済的な判断であったとしても)

以上